



久松地域安全ニュース

～安全・安心な街づくりのために～

令和7年2月号

久松署管内の犯罪発生状況(1月中) ※当署手集計



今月のチェックポイント！！

今月は、万引き防止月間です。
万引きを1件でも多く無くしていくためにも、
「万引きをしない・させない・見逃さない」を徹底しましょう！

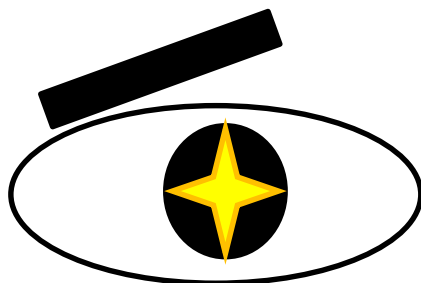
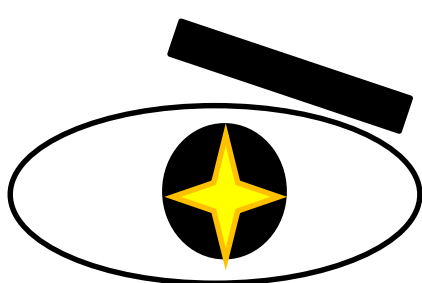
「たかが万引き」と思っていないですか？

万引きは犯罪です。

(刑法第235条:窃盗

10年以下の懲役 又は **50万円以下の罰金**)

「万引きを しない させない 見逃さない」



近年、都内において小学生の占める割合が増加傾向にあります。

特に、**14時から17時の間**に、多く発生しています。

万引きしたものを貰うこと・見張りも犯罪になります。



久松警察署マスコットキャラクター
ひさまるくん

